

令和8年5月19日

市民の皆さまへ

松本市総務部人事課

職員の懲戒処分等について

職員に対し地方公務員法に基づく懲戒処分を下記のとおり行いましたので、お知らせします。

記

1 処分について

- | | |
|------------|---|
| (1) 処分対象職員 | 産業振興部 農政課 課長補佐 50代 (事案当時 耕地課) |
| (2) 処分内容 | 減給10分の1 3月 |
| (3) 処分日 | 令和8年5月18日 |
| (4) 処分理由 | 地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号に基づく処分
同法第33条 信用失墜行為の禁止違反 |

2 処分対象事案の概要

令和7年度ため池廃止工事において、工事を監督していた職員の工程進捗の見通しが不十分であったこと、また、工事の遅れを把握していながら工期延長のみで対応できると判断を見誤ったことから、契約工期内かつ年度内に竣工できないにもかかわらず、国の補助金の繰越承認申請の手続きをしていなかったため、本工事に係る事業費が国の補助対象外となり、3,096万円の歳入損失となったもの

3 管理監督責任

地方公務員法第29条第1項第2号に基づく処分

- | | | | |
|------------|-----|---------|----|
| (1) 耕地課長 | 50代 | 減給10分の1 | 1月 |
| (2) 産業振興部長 | 50代 | 戒告 | |

4 再発防止の取組み

- (1) 不適正な事務処理の再発防止については、市長や副市長から部課長への研修を行うなど、積極的に取り組んできましたが、徹底が不十分でした。改めて、本件事案を全職員で共有するとともに、適正な事務処理について総務部長から周知徹底を行いました。
- (2) 管理職員には、部下職員とより一層のコミュニケーションを図るよう求めるとともに、こうした事態が二度と発生しないよう事務事業の適正執行の確認及び管理体制の徹底を図ります。